

2020年10月22日

東京電力株式会社
社長 小早川 智明 様

被爆75周年原水爆禁止世界大会実行委員会
実行委員長 川野 浩一
福島大会現地実行委員長 角田 政志

福島第一原発に関わる申し入れ

広島・長崎に原爆が投下されてから75年を迎えました。来年は、福島原発事故から10年、そして、チェルノブイリ原発事故から35年を迎えるという節目にあたります。私たちはコロナ禍の下、原水禁世界大会をオンライン集会として開催し「核と人類は共存できない」ことを改めて確認しました。

私たちはこの間「原発のない福島」の実現と、原発事故からの県民生活の再建をめざし、様々なとりくみを行ってきました。福島県民の総意であった東電福島第二原発の全基廃炉が正式決定されましたが、しかし、原発事故で失われた人々の生活を取り戻すことはできず、今も、被災者の生活不安や放射能による健康への懸念は払拭できないままです。県民の多くが、「原発さえなければ」という思いを抱きながら暮らしているのが現状です。国策で進めてきた原発の重大事故と、それによって県民へ甚大な被害をもたらした責任が国と貴社にあることは否定できません。

現在、貴社は、事故の収束に向けて作業を進めていますが、高レベルの放射線に阻まれ、トラブルも相次いでいます。1～3号機の使用済み核燃料の取り出しなど工程表通りには進まず大幅に遅れています。トラブルの原因の多くは、場当たりの対応・対策や、コストを優先した結果とも言われています。いま重要なことは、十分な予算と確実な施行の下で、安全で着実な事故収束に全力を挙げ、一日も早く安心して暮らすことのできる福島にもどすことです。

改訂された工程表では、2023年から二号機のデブリの取り出しに着手すると示されています。しかし、融解したデブリの状況はまだほんの一部しか明らかにできず、取り出しの方途についても見通しはたっていません。にもかかわらず、工程表に示す「デブリの取り出し作業」に着手するための関連施設建設には用地確保が必要であるとして、漁業従事者など県民が反対するトリチウムなど放射性物質を含む汚染水（トリチウム汚染水）処分を強行し、タンクを撤去しようとしています。

国と貴社が急いでいる、第一原発にたまり続けるトリチウム汚染水（多核種除去設備（ALPS）処理水）の海洋放出による処分は、事故を起こした国と貴社が、再び放射性物質を放出し汚染を拡大することであり、まさに「故意による二次的加害行為」として、被災した人々を愚弄するものです。トリチウム汚染水の放出は、生活再建、放射能の低減などによる信頼回復、風評被害の払しょく、故郷の復興など、これまで9年かけて取り組んできた、すべての被災者、そして農業、漁業、林業などの従事者、観光業の従事者、被災自治体などの努力を無為にし、人々の生活、健康そして環境への重大な影響と実害を引き起

こすものとして決して許されません。さらには、深刻な海洋汚染を引き起こす国際的に重大な問題です。

福島から発信した「トリチウム汚染水の海洋放出に反対する署名」には、これまでに 40 万筆を超す賛同が届いています。福島県内はもとより、全国、さらには、太平洋を共有するマーシャル諸島やソロモン諸島、パラオ諸島などの人々、ベラルーシのチェルノブイリ事故被害者をはじめ、世界中からも多くの賛同とメッセージが届けられています。

多くの被災者がいまだに避難生活を余儀なくされています。長期に渡る避難生活は、被災者の暮らしや健康、就労など、多くの不安と負担を与え続けています。さらに事故によって被災者の基本的人権も様々な形で侵害されています。こういった状況が続く中で、工程表のスケジュールを優先し、私たちがそのことも問題であると考えている「トリチウムは他の原発の排水などにも含まれている」ということをことさら強調し、海洋放出を容認させようとするのは、言語道断です。第一原発は過酷事故を起こした原発であり、県民の生活に大きな損害と苦痛を与えた原発です。貴社は、過酷事故を起こし多大な被害をもたらした責任、さらに大量の汚染水を発生させた責任の重大さを認識すべきです。トリチウム汚染水の環境への放出は決して行わず、安全な陸上保管を可能とする方策を見出すよう研究・検討し、被災者、県民に、これ以上の放射能汚染を強いることのない対策を行っていくことを強く求めます。

私たちは、フクシマを繰り返さないためにも、被爆 75 周年原水爆禁止世界大会・福島大会の総意として、以下の点を申し入れ、誠意ある回答を求めるものです。

記

1. トリチウム汚染水の海洋放出・大気放出は絶対に行わないでください。

① 40 万筆を超す署名が集まったことについて、どう思われますか。

② 福島県漁連をはじめ、生産者団体が、トリチウム汚染水の放出に反対を表明しています。また、福島県内の多くの自治体で、トリチウム汚染水の環境放出に「反対」あるいは「慎重」の意見書が多数採択されています。こういった声をどう受け止めますか。

③ 貴社が、「バイパス・サブドレンからの地下水を海洋放出することの了解」を福島県漁連に求めたとき、「ALPS 処理水は海に流さない」と約束をしていることについてどうお考えですか。約束は守らなければならないと思いますが、いかがですか。

④ 放出にともない風評被害が懸念されますが、どのように考えていますか。風評被害の対応を行えば、放出してもよいとお考えですか。

⑤ 「ALPS 処理水」に含まれる、トリチウム以外の核種を分離除去はできますか。具体的な根拠となるデータを示してお答え下さい。

⑥ 第一原発の敷地境界では空間線量モニタリング値だけでも、法律で担保されている「一般公衆の被ばく」線量限度年間 1 mSv を超えています。それでも、「法律を厳守している」とお考えですか。また、海洋放出については、ロンドン条約・議定書等、日本も締約国になっている国際法に抵触しませんか。

⑦ 「ALPS 処理水」については、厳重な管理の下での陸上保管を継続し、トリチウムの分離処分等、福島県民および関係者の「理解を得られる」処分方法の研究開発を行うべ

きと考えます。貴社の研究開発計画について示して下さい。

⑧ 高濃度で大量のトリチウム汚染水の放出を行うとすれば、事故が収束するまで流し続けるのでしょうか。期間をどう考えていますか。

2. 事故の収束に全力をあげてください。

① 新たな工程表に、使用済み核燃料の取り出し作業について明記されていますが、取り出し上の課題、作業における安全上の課題は何ですか。

② さらに地下水の流入を防ぐ抜本的な対策が必要と考えます。有効的な対策を示して下さい。

③ 汚染水の発生をなくす方法として、燃料デブリの空冷保管を研究されていますが、見通しはどうか。

④ 第一原発、第二原発をどういう状態にすることで、廃炉完了とみなすのですか。

⑤ 放射性廃棄物の処理・処分などどのように考えていますか。

⑥ 今の国の方針では、核燃料は、全量再処理としています。現状では、燃料デブリもそれにあたると思いますが、貴社は、どこで再処理する計画ですか。もし今後の検討課題とするなら、国の方針に対して、何らかの働きかけを行っていますか。

⑦ 今後の長期にわたる廃炉作業を進めるうえでの人材の確保、費用の確保をどのように考えていますか。